

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第4部門第1区分
 【発行日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【公表番号】特表2017-533362(P2017-533362A)
 【公表日】平成29年11月9日(2017.11.9)
 【年通号数】公開・登録公報2017-043
 【出願番号】特願2017-521990(P2017-521990)
 【国際特許分類】

E 0 5 B 77/36 (2014.01)
E 0 5 B 85/26 (2014.01)
B 6 0 J 5/00 (2006.01)
 E 0 5 B 83/18 (2014.01)
 E 0 5 B 83/24 (2014.01)

【F I】

E 0 5 B 77/36
 E 0 5 B 85/26
 B 6 0 J 5/00 M
 E 0 5 B 83/18
 E 0 5 B 83/24 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年9月18日(2019.9.18)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

本発明の一設計において、牽引アーム機構によって、牽引アーム機構による牽引から、認識されたレバーの(3°から7°、好ましくは、4°から6°の)旋回運動は、制動ラッチを制動位置から完全に外に移動させるのに十分である。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

本発明の一設計において、キャッチ部は、主として、少なくとも爪部と同程度の厚さを有し、さらに/または、爪部および制動ラッチの全体の厚さより薄くなっている。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ロック用ボルト(5)を適応する為のキャッチ部(1)と、ラチェット位置でキャッチ部(1)をラチェット駆動する為の爪部(6)とを備えるロック機構を備えたラッチであって、

ラチェット位置から前記爪部(6)がリフトアウトする間、または、リフトアウトに追従する間、前記キャッチ部(1)の回転運動を制動することができる制動ラッチ(7)と

、
前記爪部(6)の旋回運動を前記制動ラッチ(7)の旋回運動に伝達する為の牽引アーム機構と、
を備え、

前記ラチェット位置において、前記制動ラッチ(7)及び前記爪部(6)が同時に前記キャッチ部(1)の側面外形領域で隣接して位置し得ることを特徴とする、ラッチ。

【請求項2】

前記制動ラッチ(7)は、プラスチック製であることを特徴とする、請求項1に記載のラッチ。

【請求項3】

前記制動ラッチは、前記爪部(6)より薄いことを特徴とする、請求項1～2のいずれか一項に記載のラッチ。

【請求項4】

前記爪部(6)は、少なくとも主に金属製であることを特徴とする、請求項1～3のいずれか一項に記載のラッチ。

【請求項5】

前記キャッチ部(1)は、少なくとも前記爪部と同じ厚さであることを特徴とする、請求項1～4のいずれか一項に記載のラッチ。

【請求項6】

前記キャッチ部(1)は、前記制動ラッチ(7)及び前記爪部(6)が同時に前記キャッチ部(1)の側面外形領域で隣接して位置するとき、前記側面外形領域において、前記制動ラッチ(7)および前記爪部(6)の全体の厚さより薄い厚さを有することを特徴とする、請求項1～5のいずれか一項に記載のラッチ。

【請求項7】

前記キャッチ部(1)は、前記側面外形領域において他の領域の厚さより厚いことを特徴とする、請求項1～6のいずれか一項に記載のラッチ。

【請求項8】

前記爪部(6)および前記制動ラッチ(7)は、同軸に旋回できるように適応されることを特徴とする、請求項1～7のいずれか一項に記載のラッチ。

【請求項9】

前記制動ラッチ(7)の制動面(13)の半径が0.8mmを越えることを特徴とする、請求項1～8のいずれか一項に記載のラッチ。

【請求項10】

ロック用ボルト(5)を適応する為のキャッチ部(1)およびラチェット位置において前記キャッチ部(1)をラチェット駆動する為の爪部(6)を備えるロック機構を備えた、請求項1～9のいずれか一項に記載のラッチにおいて、

制動位置の方向においてパネによって予め張力がかけられるラチェット位置から、前記爪部(6)のリフトアウトまたはリフトアウト追従中に、前記キャッチ部(1)の回転運動を制動できる制動用ラッチ(7)が存在することを特徴とする、ラッチ。

【請求項11】

前記パネの予張力が調整可能であることを特徴とする、請求項10に記載のラッチ。

【請求項12】

複数の取付部(16)が前記パネの脚部の取付の為に存在することを特徴とする、請求項11に記載のラッチ。

【請求項13】

請求項1～12のいずれか一項に記載のラッチに含まれるロック機構の開錠の為の方法であって、

最初に前記爪部(6)が、作動デバイスの作動によってラチェット位置の外に移動され

、その後、制動用ラッチが、前記キャッチ部（１）によって制動位置の外に移動される、方法。